

農政の動き 2014年6月16日～6月19日

◇農水省 大雨被害農家への償還猶予など求める

農林水産省は、梅雨期の大雨などの被害を踏まえ、農林中央金庫や日本政策金融公庫などに、被害農業者に対する円滑な資金融通や既貸付金の償還猶予などを求める通知を発出した。(16日)

◇米通商代表 TPP「日本抜き」に反対の姿勢

米通商代表部(USTR)のフロマン代表は16日、環太平洋連携協定(TPP)に関し、「現在進行している交渉を12カ国で終わることが目標だ」と述べ、米農業団体の一部が主張する日本抜きでの交渉に反対する姿勢を明確にした。ニューヨークでの講演で述べた。「交渉内容が妥結時期を決める」とも語り、期限を設けず交渉を進める考えを示した。農業分野での市場開放だけでなく「恐らく、非関税障壁である衛生植物検疫はもっと難しい問題だ」との認識を示した。(ニューヨーク17日共同)

◇キノコ原木 供給可能量が希望量を上回る

林野庁は、5月末時点のキノコ原木需給状況を発表した。放射性物質の影響による原木不足が続いていたが、自県での原木確保や供給希望者と供給可能者のマッチングの取り組み継続により、供給希望量は昨年5月に比べ3割減少し、17府県で計151万本となった。他県への供給可能量は175万本で供給希望量を23万本上回った。(17日)

◇地理的表示法が成立 地域ブランド推進へ

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)が参院本会議で可決、成立した。地域の農林水産物・食品の品質や特徴について産地との結び付きを特定できる名称(地理的表示)を知的財産として国に登録できる制度を創設する。生産者団体が生産方法、特性などを規定して申請。農林水産大臣が登録の可否を判断し、認められれば、認証マークを使用できる。地域特産物のブランド化推進が狙い。来年6月までに施行の見通し。(18日)

◇キウイかいよう病の新系統 茨城県でも確認

茨城県は、キウイフルーツかいよう病の新系統(Psa3系統)の感染を確認したと発表した。新系統の国内感染は4月の初確認から、7県目。農林水産省は、日常的な樹園地確認による早期発見に努め、感染が確認された場合は、症状がある枝などの伐採や適正な農薬使用などを求めている。(18日)

◇豪貿易相 TPP合意は「来年前半に好機」

オーストラリアのロブ貿易・投資相は、環太平洋連携協定(TPP)交渉の合意時期について「来年前半に好機がある」と述べ、今年中の合意は難しいとの見方を示した。キャンベラで開かれた米国とオ

ーストラリア両国関係のシンポジウムで会場の質問に答えた。(キャンベラ18日共同)

◇猟銃所持許可更新の特例措置を2年延長

自民党は、鳥獣捕獲緊急対策議員連盟総会を開き、鳥獣被害防止特別措置法の一部改正案を了承した。秋の臨時国会での成立を目指す。被害防止計画に基づき鳥獣を捕獲する狩猟者が猟銃所持許可を更新する際、必要な猟銃の操作と射撃技能講習の受講を免除する特例措置を2016年12月3日まで2年延長する。出席した大日本猟友会の佐々木洋平会長は、狩猟税廃止の要望書を提出した。鳥獣被害が増える中、多額の税金を納めて狩猟を行うのは矛盾があるとして、税負担軽減を訴えた。(19日)